

家族経営協定のジェンダー分析（2）

篠 崎 正 美

要 約

農林水産省が平成6年度から実施している「新・家族経営協定」は、経営主とはば後継者の関係だけであった旧協定と比べて、女性の位置と役割の明確化、農業女性の生産労働におけるアンペイドワークの解消などを目的とした点で、協定の拡がりを持つであろうとの仮説が可能である。平成7、8年度の推進締結を分析すると、全国的に、数的にも内容的にもジェンダーに関わる協定が拡大したこと、協定農家や文書による協定はないが実質ルールあり農家では、夫婦の伴侶性が行動レベルでも態度レベルでも高いこと、文書協定の締結は経営規模や所得額とは大きな相関は見られないこと、農繁期の労働時間の項目は協定農家でもルールあり農家でも男性は変化なく長い（15時間以上に集中）が、女性には協定農家でやや低い傾向が見出された。

今後、締結数の拡大には、意識面・行動面での夫婦の伴侶性やコミュニケーションを活性化させる必要があることが示された。

1. はじめに

前稿では、平成6年度より農林水産省が行っている「新・家族経営協定」政策の目的と内容を検討し、平成7年度におけるその全国的展開状況を分析した。また、このうち、九州の中でも格段に締結数が多かった熊本県において、二つの代表的地域における異なったタイプの家族経営協定内容が展開されていることに注目し、ジェンダーと世代という変数が締結協定への異なった現れ方として推進過程の中で出てくることの要因や状況について一部を調

査によって言及した。

本稿では、新・家族経営協定の展開におけるジェンダー変数の重要性に注目しつつ、その後の協定事業の全国的展開状況を見ると共に、農業女性たちの家族経営協定に関するニーズについて全国的調査を行ったので、その結果を分析考察する。

2. 平成8、9年度における協定の拡大状況について—全国—

表1は、平成8、9年度における、文書による家族経営協定締結農家数である。この数値は表中の平成7年10月の農水省資料の数値よりかなり低くなっているが、その主な理由は中四国において、7年分の5,570が96と修正確定されていることによる。なお、表1の数字は、表中の(注)に記されているように“改良普及員が活動対象農家の中で、家族間において文書による協定を締結していると把握した数値”であり、これ以外に農業会議所系統による農業者年金加入推進過程で締結が行われた農家の一部が、この数値に含まれていない可能性があるとのことである。

表1 文書による家族経営協定締結農家数 (単位：戸，%)

| 区 分 | 平成9年 | 平成8年 | 対前年比 | 平成7年 (10月) |
|-----|-------|-------|-------|---------------|
| 北海道 | 3,524 | 3,518 | 100.2 | 3,517 |
| 東北 | 407 | 103 | 395.1 | 30 |
| 関東 | 1,352 | 1,263 | 107.0 | 1,364 |
| 北陸 | 175 | 41 | 426.8 | 10 |
| 東海 | 96 | 22 | 436.4 | 11 |
| 近畿 | 151 | 46 | 328.3 | 10 |
| 中四国 | 171 | 96 | 178.1 | 5,570 |
| 九州 | 1,424 | 519 | 274.4 | 214 |
| 沖縄 | 1 | 0 | — | 0 |
| 全 国 | 7,301 | 5,608 | 130.2 | 10,726 |

(注) 改良普及員が活動対象農家の中で、家族間において文書による協定を締結していると把握した数値である。(各年8月1日現在)

(注2) 点線括弧内は筆者が平成7年10月農水省資料を付加したものの。

(農林水産省資料)

表 1 を見ると、北海道では平成 7 年 10 月から 9 年度まで実数で 7 家族増、東北 377 増、関東 マイナス 12、北陸 165 増、東海 85 増、近畿 141 増、中四国 マイナス 5,399、九州 1,210 増、沖縄 1 増というようになっている。また下方修正された平成 8 年と 9 年を比較すると（表 1 中の対前年比を参照）、比率では東海の 436% 増が最も高いが、実数では九州の 905 増が最も多くなっている。文書による新・家族経営協定が九州で着実に増加している事実が認められている。

表 2 は経営類型別の協定農家の比率であるが、野菜、果樹、花きなどの単一経営、複合経営農家でその比率が下がっていることがわかる。前者の経営類型では女性の労働力参加が相対的に高く、後者は機械化や資本投資が進む男性や後継者の、経営における比重が相対的に高い経営類型であることと関連すると推定される。

表 2 家族経営協定農家の経営類型 (単位：%)

| 区 分 | 平成 9 年 | 平成 8 年 |
|-------------|--------|--------|
| 単 一 経 営 農 家 | 74.8 | 69.3 |
| 水稲 | 13.7 | 15.7 |
| 畑作物 | 20.2 | 20.9 |
| 野菜 | 10.4 | 9.3 |
| 果樹 | 6.0 | 1.7 |
| 花き | 3.5 | 2.2 |
| 畜産 | 18.6 | 18.0 |
| その他 | 2.5 | 1.4 |
| 準単一複合経営農家 | 12.3 | 15.9 |
| 複 合 経 営 農 家 | 12.8 | 13.9 |
| そ の 他 ・ 不 明 | 0 | 0.9 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 |

(注) 「畑作物」とは、麦類、雑穀、芋類、豆類、工芸作物等をいう。

(農林水産省資料)

表3, 4はそれぞれ「協定締結当事者の関係のタイプ」「協定内容」である。表3に見られるように、平成8年から9年にかけて、「父—息子(娘)」の<親子間協定>が25%も減少し、その分、「夫—妻」間が22.1%、「夫—妻—息子(娘)」及び「祖父—夫—妻」の二つを合わせた<夫妻+親子間>協定が5.1%と増加しており、世代変数よりジェンダー変数へシフトが移行したことが極めて明白に示される。筆者は前稿で、後継者対策がねらいであった旧家族協定事業が政策として拡大しえなかった理由について述べ、新・家族経営協定は<女性>にターゲットのひとつがあることを明示しているが故に進展するであろうという予測を述べたが、この2年間に関する限り、その予測が現実となっていると言える。

表3 家族経営協定を取り決めている範囲 (単位：%)

| 区 分 | 平成9年 | 平成8年 |
|----------------------|-------|-------|
| 父—母 | 35.8 | 13.7 |
| 父—息子(娘) | 34.5 | 59.8 |
| 父—母—息子(娘)—配偶者 | 13.4 | 13.4 |
| 父—母—息子(娘) | 8.9 | 5.4 |
| 祖父(祖母)—父—母 | 2.7 | 1.0 |
| 祖父(祖母)—父—母—息子(娘) | 0.9 | 0.3 |
| 祖父(祖母)—父—息子(娘) | 0.5 | 1.1 |
| 祖父(祖母)—父—母—息子(娘)—配偶者 | 0.5 | 0.3 |
| その他(不明を含む) | 2.8 | 5.2 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 |

(注) 「父—母」は「経営主—配偶者」のことである。

(農林水産省資料)

この傾向は表4の中にも示されている。「経営移譲」や「移譲者の老後扶養(金銭的)」、「移譲者の老後の住居・生活」等の世代間関係に限定される協定内容は比率として増加していないか減少しているのに対して、方針決定、労働時間、休日、収益の配分、役割分担、生活面の役割分担はどれもかなりの増加が見られる。これらは、後継者である息子世代が親世代に対して家族の

ルールとして明確にして欲しいと希望している項目であると同時に、後述の調査にも示すように後経営主（である夫又は義父又は息子）に対して、女性がルール化を希望する比率が高い項目でもある。

表4 取り決めている家族経営協定の内容（複数回答）（単位：％）

| 区 分 | 平成9年 | 平成8年 |
|----------------------|-------|-------|
| 経営移譲 | 64.0 | 63.2 |
| 農業経営の方針決定 | 62.4 | 41.4 |
| 労働報酬（日給，月給） | 64.8 | 44.2 |
| 労働時間 | 52.5 | 24.7 |
| 休日 | 60.3 | 22.9 |
| 収益の配分（日給，月給以外の利益の分配） | 50.0 | 27.1 |
| 農業面の役割分担（作業分担，簿記） | 44.4 | 18.3 |
| 資産の相続 | 24.6 | 17.7 |
| 農業面の部門分担 | 20.0 | 10.7 |
| 移籍者（老後）の扶養（金銭的なもの） | 11.3 | 24.9 |
| 生活面の役割分担（家事・交際） | 9.3 | 3.1 |
| 移籍者（老後）の住居・生活 | 4.3 | 11.9 |
| 結婚後の住居・生活の仕方 | 1.0 | 0.4 |
| その他 | 9.5 | 16.3 |
| 合 計 | 458.3 | 326.9 |

（農林水産省資料）

3. 家族経営協定への農業女性のニーズ

「新・家族経営協定」政策を実施するにあたり多くの都道府県では、その行政単位もしくは農業改良普及センター等の単位、あるいは市町村単位で、協定内容に関わるニーズ調査を実施している。しかしその結果には地域的な差も見られるので、筆者は、家族経営協定に関わる全国的な農業女性のニーズの把握をすることとした。

3-1) 調査の方法と対象者の概要

日本農業新聞「女の階段」投稿者の全国地域である「女の階段グループ」(全国で約3千人の会員)の平成9年3月全国集会参加者とその友人の農業女性約1,000人にアンケート表を郵送配布・回収を行った。

回収時期 平成9年3月下旬—4月

回収数 526

回答者526名の属性はほぼ次の通りである。家族構成については3世代以上63.1%、夫婦と子供12.9%、夫婦と親8.9%、夫婦のみ10.6%、ひとり暮らし1.0%、その他2.3%。

年齢構成は20代+30代5.5%、40代31.0%、50代30.2%、60代28.9%、70代以上3.4%、平均年齢は53.8歳である。農業女性の全国的な年齢構成からするとやや若い人々が回答している。家族内の地位からすると、いわゆる「姑の立場」が20.9%、「嫁の立場」が39.2%、「姑でもあり嫁でもある立場」8.0%、「姑でも嫁でもない立場」31.7%である。

- ・専兼別については、農業中心農家62.7%、農業以外が中心が33.9%
- ・結婚前の職業については、農業以外の仕事を持っていた人が54.6%を占める。

本調査回答者は、日本農業新聞の読者であり、さらに「女の階段」という女性の視点で農業や生活に関わる意見を反映できる新聞コラムへの投稿者であり、かつまた投稿を契機に農業問題・女性問題について意見や情報を交換するネットワークを持っている女性たちが42.8%を占める。彼女たちは都道府県単位で「交換ノート」を郵送で、回状し、年に1回は地方集会を行い、3年に1回は全国交流集会を行うなどの活動をしている。いわば農村において、農業や生活を自覚的に捉え、改善向上させたいという方向性の意識を何かしか持っている女性たちであると推察される。また彼女たちの個人的人間関係や地域活動を共にしている女性たちが他の57%の回答者であるといえ

る。その意味では本調査の回答者は、完全に平均的な農業女性というより、一歩自己意識の形成が行われている女性たちであると捉える必要がある。

3-2) 調査結果

① 家族経営協定の認識度と家族内でのルール化の実態

「あなたは、＜家族経営協定＞をご存じですか」という問いに対して、回答者の5.1%が「知っており、すでに文書で締結している」と答えている。全国的には、全農業世帯の1%に満たない締結推進状況なので、本調査回答者の文書化締結率は高いといえる。回答者のプロフィールでも示したように本調査回答者の「女の階段グループ」という特性を反映していると考えられる。

続いて、42.8%が「知っているが締結していない」としている。しかし家族経営協定の存在や内容を「知らない」回答者が半数近い46.6%であり、この施策全体がまだ農業者に十分浸透しているわけではないことが示される。

ただし、文書としては締結していないが「家族内で実質的なルール作りをしている」という回答が10.8%見られる。これは文書で締結された数の約2倍にあたる。締結農家の聞き取りを行うと、文書による協定に抵抗がなかった理由の1つとして、「それまで、実質的に家庭でやっていた就農条件や役割分担のルールを、書いて文書に市ただけ」というケースが多く聞かれる。もちろんこのことは「実質的なルール作りをしている農家」が、今後スムーズに「文書締結」に移行することを示しているとは言えないかもしれない。今後注目すべき点のひとつであろう。

行政が政策として家族内の役割について個別な指導を行い、ルール作りを推進するということは戦後の日本の家族政策において極めて異例のことである。まして、そのルールを文章化し、公的第三者立ち会いのもとに協定書を作成し署名式を行うということも例のない施策であろう。局長通達にも明示されるようにこの協定書には今のところ民法等の法的根拠はなく、法的な効力は一切存在しない。にもかかわらず、「現実の家族関係」、とりわけ世帯主とその妻や子どもの経済的関係や意思決定のありかたに影響を及ぼすような

ルール作りが必要とされているところに、今日の家族経営的農業がかかえる問題状況があると認識すべきであろう。

② 「文書締結農家」と「実質的ルールあり農家」におけるルール内容（複数回答）

「文書のあるなしに関わらず、親子や夫婦の間でどのような取り決めをしていますか」との問いに対して、親子間・夫婦間それぞれの内容は、表5のような結果を示している。

表5 家族経営協定もしくは実質ルールの内容

| | 報酬 ・ 給与 | 休日 ・ 休暇 | 就業 時間 | 営農 計画 作成 | 農業 労働 の分 担 | 家事 労働 の分 担 | 将来 の経 営移 譲 | そ の 他 |
|------------------|---------------|---------------|----------|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 親N 子N 間78 | 65.4 | 36.9 | 17.9 | 39.7 | 56.4 | 25.6 | 34.8 | — |
| 夫N 婦N 間108 | 56.5 | 44.4 | 23.1 | 38.9 | 60.2 | 20.4 | — | 2.8 |

親子間では、取り決めのトップは報酬・給与、続いて農業労働の分担であり、後継者世代が「職業労働」としての農業の明確化を求めていることが明らかである。九州農政局が主催したある家族経営協定に関する研修会の席上、一人の若い後継者が、協定締結した動機について、「これまでのような小遣いをもらう程度の報酬では自分名義の車をローンで購入しようとしても、ローンが組めないことに愕然とした」という発言がこの状態を表している。経営も労働も生活も一体化した家族的農業経営が、個人を単位とする全体社会の経済行動とのミスマッチを明らかに生み出しているのである。

他方、夫婦間の取り決めの場合は「農業労働の分担」がトップで、続いて

報酬・給与，そして休日・休暇と続く。家事労働の分担は夫婦間にも20.4%あるが，親子間の方が25.6%と高い。このことは，多世代同居が多い農家では，家事分担がジェンダーの問題であるだけでなく，嫁・姑という世代間の問題でもあることを反映しているといえよう。

報酬や給与は，女性や後継者にとっては農業におけるペイドワークが，「家業」という世帯主義のために unpaid にされてきた。これを有償化することは一方で女性や後継者の経済的自立，働きがいにとって必要であると同時に，他方では農業経営体にとっても近代的合理的経営の基盤として不可欠である。

しかし，どのような報酬や給与の額の決定が合理的であるのかについては，各人が投入した労働時間や知識・技術を含めた労働力，産出された利益の配分ルール等と関わる複雑な問題である。もちろん，企業体においてはこれらに関するルールが既に確立されているわけであるが，逆に農業の場合その生産性の問題から「支払うべき利益が少ない」という問題点も存在する。「家族経営協定を締結しない」理由の大きなひとつとして「家族の間柄で水くさい」という回答もあるが，これと並んで，経営者の「支払える自信がない」という回答も少なくない。これも現実かなりのところ反映しているであろう。この点については，農業所得と「協定」・「ルール」の有無の関連として，後に見ることとする。

③ 農家のルールの有無と夫婦の関係性

文書にせよ，暗黙のルールであるにせよ，家族内の「取り決め」や「ルール」のある農家とそうでない農家とで夫婦の関係性はどのように異なるのだろうか。一般に農家では，生活面でも労働面でも「活動レベルでの夫婦の伴侶性」は高いと言える。しかし伴侶性は，A＝共同行動だけでなく，B＝「目標とする事態に向かって認識と理解を共有し，互いに支えあう態度」でもあるといえる。

a. 伴侶性—共同活動—

表6はルールの有無別に夫婦で一緒に行う活動についての回答である。

《買い物》については協定農家の77.7%が「一緒に行く」度合いが高く、《旅行・ドライブ》では協定農家・非文書ルール農家が70%近く「一緒に」と答えている。《友人を招く》については文書協定農家で平均より高い51.8%，非文書ルール農家でもこれに近いが、ルールなしの家庭ではその比率は低い。

表6 夫婦で一緒に行く行動

| | サンプル数 | 《買 い 物》 | | | | 《旅行・ドライブ》 | | | | 《友人を招く》 | | | | | | |
|--------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| | | よくある | 時々ある | あまりない | 全くない | 不明 | よくある | 時々ある | あまりない | 全くない | 不明 | よくある | 時々ある | あまりない | 全くない | 不明 |
| 全 体 | 100.0 526 | 19.0 100 | 39.9 210 | 22.8 120 | 13.7 72 | 4.6 24 | 16.9 89 | 38.6 203 | 24.7 130 | 14.3 75 | 5.5 29 | 10.8 57 | 31.6 166 | 32.1 169 | 18.4 97 | 7.0 37 |
| 認知・文書締結者 | 100.0 27 | 29.6 8 | 48.1 13 | 22.2 6 | - - | - - | 29.6 8 | 40.7 11 | 25.9 7 | - - | 3.7 1 | 37.0 10 | 14.8 4 | 40.7 11 | - - | 7.4 2 |
| 認知・文書非締結・ ルールのみ | 100.0 57 | 17.5 10 | 40.4 23 | 26.3 15 | 8.8 5 | 7.0 4 | 33.3 19 | 36.8 21 | 15.8 9 | 7.0 4 | 7.0 4 | 17.5 10 | 31.6 18 | 33.3 19 | 8.8 5 | 8.8 5 |
| 認知・文書非締結・ ルールなし | 100.0 168 | 17.9 30 | 45.8 77 | 22.0 37 | 13.1 22 | 1.8 2 | 19.0 32 | 41.7 70 | 26.2 44 | 11.3 19 | 1.8 3 | 9.5 16 | 37.5 63 | 31.5 53 | 15.5 26 | 6.0 10 |
| 内容非認知者・非認知 状況 | 100.0 245 | 17.6 43 | 37.6 92 | 23.3 57 | 16.7 41 | 4.9 12 | 10.2 25 | 40.0 98 | 26.5 65 | 18.8 46 | 4.5 11 | 7.8 19 | 30.6 75 | 32.2 79 | 24.1 59 | 5.3 13 |

b. 夫婦の日頃の会話

ルールを作り上げていくには、その前提として良いコミュニケーションがあることが必要である。「毎日よく話す」は文書協定農家の70.4%で最も多く、非文書ルール家族でこれより少なく、ルールなし農家ではさらに低い。家族経営協定の存在そのものを知らない農家（この農家が全体に占める比率は4割を越える）では、半数以下である。家族のルール作りと夫婦のコミュニケーションとはかなり結びつきが高いことがわかる。

表7 日頃の夫婦の会話

| | | サ ン プ ル 数 | 毎 日 よ く 話 す | 少 し だ が 毎 日 話 す | 話 さ な い 日 あ る | 週 に 3 〜 4 話 日 す | あ ま り 話 さ な い | 不 明 |
|--|--------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 全 体 | | 100.0 526 | 51.3 270 | 36.7 193 | 2.9 15 | 1.3 7 | 2.3 12 | 5.5 29 |
| 家 族 経 営 協 定 認 知 状 況 | 認知・文書締結者 | 100.0 27 | 70.4 19 | 25.9 7 | - - | - - | - - | 3.7 1 |
| | 認知・文書非締結・ ルールのみ | 100.0 57 | 64.9 37 | 24.6 14 | 1.8 1 | - 1 | 1.8 1 | 7.0 4 |
| | 認知・文書非締結・ ルールなし | 100.0 168 | 57.7 97 | 31.5 53 | 3.6 6 | 1.2 2 | 3.0 5 | 3.0 5 |
| | 内容非認知者・非認知 | 100.0 245 | 43.3 106 | 44.5 109 | 3.3 8 | 1.6 4 | 2.0 5 | 5.3 13 |

c. 伴侶性—夫婦の評価・理解・受容—

c-① 妻が夫に対して

伴侶性の別の側面である相互の理解度、共感性、受容性との関係はどうだろうか。「心配事や悩みを聞く」という受容性は文書、非文書ルールでの農家にやや高く、「能力や努力への高い評価」は文書協定農家で格段に多かった。ただ、「頼み事を引き受けてあげる」という受容性は、ルールかに関わりなく8割前後の女性が「あてはまる」としていた。「理解と受容」とはやや異なるレベルの態度であり、女性の場合「理解」はそれほど強くなくても「受容」は一般的態度だと言えそうである。

表8 夫婦間の理解、評価、受容（妻が夫に対して）

| サンプル数 | 〈心配事や悩み事を聞く〉 | | | | 〈能力や努力を高く評価する〉 | | | | 〈頼み事を引受けてあげる〉 | | | | | | | |
|-------------------------|--------------|--------------|------|------|----------------|--------------|------|------|---------------|--------------|------|------|------|-----|-----|------|
| | あてはまる | どちらか一方はあてはまる | 不明 | 不 | あてはまる | どちらか一方はあてはまる | 不明 | 不 | あてはまる | どちらか一方はあてはまる | 不明 | 不 | | | | |
| 全体 | 100.0 | 40.3 | 31.4 | 9.7 | 4.8 | 13.9 | 45.2 | 33.3 | 8.6 | 2.3 | 10.6 | 42.8 | 36.9 | 6.7 | 2.3 | 11.4 |
| | 526 | 212 | 165 | 51 | 25 | 73 | 238 | 175 | 45 | 12 | 56 | 225 | 194 | 35 | 12 | 60 |
| 認知・文書締結者 | 100.0 | 44.4 | 37.0 | 11.1 | - | 7.4 | 63.0 | 22.2 | 7.4 | - | 7.4 | 44.4 | 40.7 | - | 3.7 | 11.1 |
| 認知・文書非締結・ ルールのみ | 27 | 12 | 10 | 3 | - | 2 | 17 | 6 | 2 | - | 2 | 12 | 11 | - | 1 | 3 |
| 認知・文書非締結・ ルールなし | 100.0 | 50.9 | 22.8 | 8.8 | 5.3 | 12.3 | 47.4 | 35.1 | 5.3 | 1.8 | 10.5 | 50.9 | 29.8 | 5.3 | 1.8 | 12.3 |
| 認知・文書非締結・ ルールなし | 57 | 29 | 13 | 5 | 3 | 7 | 27 | 20 | 3 | 1 | 6 | 29 | 17 | 3 | 1 | 7 |
| 認知・文書非締結・ 内容非認知者・非認知 | 100.0 | 45.8 | 29.2 | 10.7 | 4.2 | 10.1 | 49.4 | 34.5 | 7.7 | 1.8 | 6.5 | 47.6 | 35.1 | 7.1 | 2.4 | 7.7 |
| | 168 | 77 | 49 | 18 | 7 | 17 | 83 | 58 | 13 | 3 | 11 | 80 | 59 | 12 | 4 | 13 |
| 認知・文書非締結・ 内容非認知者・非認知 | 100.0 | 36.3 | 35.1 | 9.8 | 5.7 | 13.1 | 40.8 | 35.9 | 10.6 | 2.9 | 9.8 | 39.6 | 41.6 | 7.3 | 2.0 | 9.4 |
| | 245 | 89 | 86 | 24 | 14 | 32 | 100 | 88 | 26 | 7 | 24 | 97 | 102 | 18 | 5 | 23 |

c-② 夫が妻に対して

「理解」は、家族経営協定の締結もしくは認知している家族では「あてはまる」が相対的に高い。(妻の)「能力への評価」は協定農家よりも非文書ルール農家の方が「あてはまる」が多い。非文書ルール農家では概して妻の夫の伴侶性の信頼が高いのだとも言えよう。その意味では「文書」にシなく

ても「相互の信頼，評価，受容」がこのタイプの農家にあることを示している。特に「頼み事を気軽に引き受けてくれる」という意識においてそうである。

表9 心配事・悩み事の相談について（夫が妻に対して）

| | サンプル数 | 〈心配事や悩み事を聞いてくれる〉 | | | | 〈能力や努力を高く評価してくれる〉 | | | | 〈頼み事を気軽に引き受けてくれる〉 | | | | | | |
|---|-------|------------------|---------------|---------|-----|-------------------|---------------|---------|------|-------------------|---------------|---------|------|------|-----|------|
| | | あてはまる | どちらかといえばあてはまる | あてはまらない | 不明 | あてはまる | どちらかといえばあてはまる | あてはまらない | 不明 | あてはまる | どちらかといえばあてはまる | あてはまらない | 不明 | | | |
| 全体 | 100.0 | 39.5 | 27.2 | 16.5 | 6.3 | 10.5 | 28.9 | 36.9 | 17.9 | 5.7 | 10.6 | 32.7 | 33.8 | 16.7 | 5.9 | 10.8 |
| | 526 | 208 | 143 | 87 | 33 | 55 | 152 | 194 | 94 | 30 | 56 | 172 | 178 | 88 | 31 | 57 |
| 家 業 認 知 | 100.0 | 40.7 | 22.2 | 22.2 | 3.7 | 11.1 | 29.6 | 40.7 | 14.8 | 3.7 | 11.1 | 37.0 | 40.7 | 3.7 | 7.4 | 11.1 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 27 | 11 | 6 | 6 | 1 | 3 | 8 | 11 | 4 | 1 | 3 | 10 | 11 | 1 | 2 | 3 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 100.0 | 56.1 | 21.1 | 5.3 | 7.0 | 10.5 | 42.1 | 42.1 | 3.5 | 1.8 | 10.5 | 49.1 | 31.6 | 5.3 | 3.5 | 10.5 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 57 | 32 | 12 | 3 | 4 | 6 | 24 | 24 | 2 | 1 | 6 | 28 | 18 | 3 | 2 | 6 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 100.0 | 42.9 | 28.0 | 16.1 | 6.0 | 7.1 | 34.5 | 38.1 | 14.9 | 4.8 | 7.7 | 38.7 | 28.6 | 19.6 | 5.4 | 7.7 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 168 | 72 | 47 | 27 | 10 | 12 | 58 | 64 | 25 | 8 | 13 | 65 | 48 | 33 | 9 | 13 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 100.0 | 34.3 | 29.4 | 20.8 | 6.9 | 8.6 | 22.4 | 37.6 | 23.7 | 7.8 | 8.6 | 22.9 | 40.4 | 20.4 | 6.9 | 9.4 |
| 家 業 認 知 定 規 定 状 況 | 245 | 84 | 72 | 51 | 17 | 21 | 55 | 92 | 58 | 19 | 21 | 56 | 99 | 50 | 17 | 23 |

④ 「文書協定」農家と「実質ルールあり農家」の経営と女性のニーズ

先にも触れたが、かなりの農家では「家族経営協定」は知っているし、わが家にもあれば良いと思うが、「わが家の農業はそこまでいっていない」との認識があり、協定締結を拒んでいるか消極的である。「そこまで行っていない」というのは「協定どおり給与が支払えない」とか「毎月決まった日に休むのではなく、天候の悪い時にしか休めない」あるいは「決めた通りの労働時間しか働かないのでは、農作業に支障が出る」などの思いである。

そこで本調査で、農業粗収益及び農業所得の大きさ、繁忙期の労働時間＝要因が協定締結農家とそれ以外の農家とでどうなっているのかを見ておくことにする。

a. 粗収益・農業所得とルール化の関連

表10を見ると、1,000万円以上の粗収入の農家で「文書協定」や「実質的ルールあり」の比率がある程度高いことが示される。家族協定の存在を知らない半数近くの農家では、5割近くが粗収益600万円以下であるのとは対照的である。粗収益2,000万円を越すためには、文書締結農家の4分の1、実質ルールありの3分の1近くが属しているが、「協定を知らない農家」では、その5分の1～6分の1にすぎない。

表10 農業粗収益と文書協定・非文書ルールとの関連

| | | サンプル数 | 自給的農家 ほとんどの売上はない | 200万円未満 | 200万円～400万円 | 400万円～600万円 | 600万円～800万円 | 800万円～1000万円 | 1000万円～1500万円 | 1500万円～2000万円 | 2000万円以上 | 知らない | その他 | 不明 |
|----------------|--------------------|--------------|---------------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|------------|-----------|----------|-----------|
| 全 体 | | 100.0 526 | 7.6 40 | 14.3 75 | 10.6 56 | 10.6 56 | 6.5 34 | 8.9 47 | 12.4 65 | 6.7 35 | 13.9 73 | 3.4 18 | 0.8 4 | 4.4 23 |
| 家族経営協定 認知状況 | 認知・文書締結者 | 100.0 27 | 3.7 1 | 3.7 1 | 14.8 4 | 7.4 2 | - | 11.1 3 | 18.5 5 | 7.4 2 | 25.9 7 | - | - | 7.4 2 |
| | 認知・文書非締結・ ルールのみ | 100.0 57 | 3.5 2 | - | - | 14.0 8 | 3.5 2 | 14.0 8 | 19.3 11 | 14.0 8 | 29.8 17 | - | - | 1.8 1 |
| | 認知・文書非締結・ ルールなし | 100.0 168 | 4.2 7 | 13.1 22 | 13.1 22 | 10.7 18 | 6.5 11 | 7.7 13 | 12.5 21 | 7.7 13 | 17.9 30 | 2.4 4 | 0.6 1 | 3.6 6 |
| | 内容非認知者・非認知 | 100.0 245 | 12.2 30 | 18.0 44 | 9.8 24 | 9.8 24 | 7.8 19 | 9.4 23 | 11.0 27 | 4.9 12 | 6.9 17 | 5.7 14 | - | 4.5 11 |

b. 「文書協定」「実質ルール」と労働時間との関係

「労働時間」は協定の中で重要な項目である。近代的な雇用の場での職業労働においては、人間的な働き方の中で適正な労働時間のための労働時間短縮へのニーズは高く、最近の労働基準法改正においても週40時間労働が規定された。

しかし、農業女性の場合には図1に示すように、平均的に見ても週日、週末にかかわらず労働時間が長く、まして農業中心で働く女性の労働時間適正化へのニーズは非常に高いものと想定される。一年の中の最繁忙期を尋ねると、5月(72.1%)、6月(67.5%)、9月(53.0%)、10月(63.5%)と4カ月を半数以上の農業女性が回答している。これらの月の労働時間を見ると(表12)、本人、夫ともに10～15時間に約半数近くが集中している。

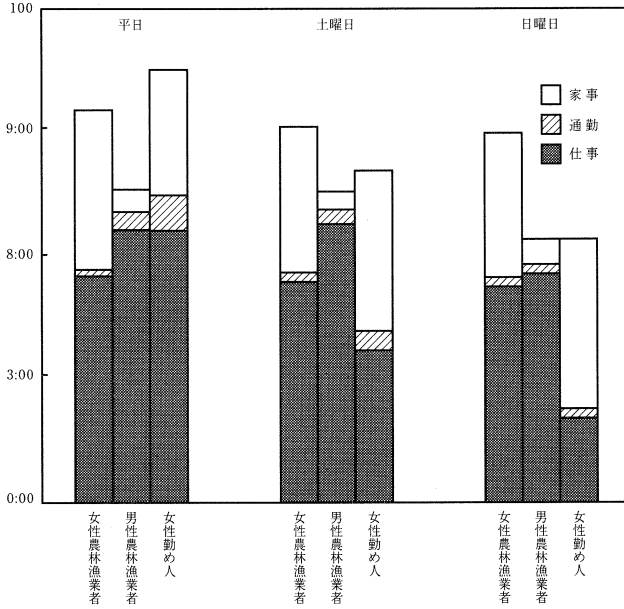
表12 忙しい時期の一日平均労働時間

| | なし | 5時間未満 | 5～10時間未満 | 10～15時間未満 | 15時間以上 | 無回答 |
|----|-----|-------|----------|-----------|--------|------|
| 本人 | 0.2 | 4.4 | 38.4 | 46.0 | 5.9 | 5.1 |
| 夫 | 0.6 | 5.6 | 27.2 | 47.9 | 6.5 | 12.4 |

この繁忙期の労働時間を「協定農家」、「実質ルールあり農家」、「ルールなし」の農家と比べると(表13)、女性の場合わずかであるが、平均労働時間が「協定農家」「実質ルールあり農家」で少なく、「ルールなし農家」で多くなっている。が、その夫の場合は「文書協定農家」で15時間以上が見られないのに対し、「実質ルールあり農家」で15時間以上が8.8%と女性より多くなっている。ルールなし農家でもこれと同様な傾向が見られる。

以上のことは、農繁期には家族経営協定の文書上の約束や実質上の取り決めにおいて、労働時間に関する約束はそれほど厳密に実行されているとは言えないこと、しかしそれにもかかわらず、協定農家では、比較的女性の側で一定の労働時間制限が意図されていることが示される。

図1 農林漁業の女性の生活時間



資料出所：NHK 放送文化研究所「国民生活基本調査」1995年

表13 忙しい時期の1日平均農作業時間

| | サンプル数 | ＜本人＞ | | | | | | ＜夫＞ | | | | | | |
|----------|----------------|---------|-------|----------|-----------|--------|-----|---------|-------|----------|-----------|--------|------|------|
| | | なし(0時間) | 5時間未満 | 5～10時間未満 | 10～15時間未満 | 15時間以上 | 不明 | なし(0時間) | 5時間未満 | 5～10時間未満 | 10～15時間未満 | 15時間以上 | 不明 | |
| 全体 | 526 | 0.2 | 4.4 | 38.4 | 46.0 | 5.9 | 5.1 | 0.6 | 5.5 | 27.2 | 47.9 | 6.5 | 12.4 | |
| 家族経営協定状況 | 認知・文書締結者 | 27 | - | - | 40.7 | 40.7 | 3.7 | 14.8 | - | - | 29.6 | 51.9 | - | 18.5 |
| | 認知・文書非締結・ルールのみ | 57 | - | - | 50.9 | 42.1 | 5.3 | 1.8 | 1.8 | 7.0 | 33.3 | 40.4 | 8.8 | 8.8 |
| | | | - | - | 29 | 24 | 3 | 1 | 1 | 4 | 19 | 23 | 5 | 5 |

4. おわりに

平成8、9年度に、全国的に家族経営協定が「夫婦間協定」において著しく増加したことを確認した。そして文書で「協定締結」を行った農家や、実質ルールありの農家とルールなしの農家との間では、夫婦の共同行動の割合が高く、日常の会話がよくなされており、夫婦の相互理解・評価・受容度が相対的に高いことが見られた。

このうち文書協定農家では「心配事や悩み事を聞く」「頼み事を引き受けてあげる」という、どちらかといえば伝統的な女性役割と関わるケア機能より、「夫の能力や努力を高く評価する」という業績主義的評価を行う一方で、夫の妻に対する「理解」「評価」が、「実質ルールあり」より低いことがわかった。この解釈は難しいものがあるが、仮説的に、従来のジェンダー役割から変わりつつある妻と、大きくは変わらないでいる夫とのギャップを示しているかもしれない。「文書で協定すること」は、例外もあるがどちらかといえば妻のイニシアティブであり、夫が従来の役割から変わらないままに協定が結ばれ、実施されていることからの矛盾を抱えた夫婦の関係性も内包しているということが言えるかもしれない。

これと対照的に、「実質ルールあり」農家では、夫の妻への理解、評価、受容の程度は高いが、表13に示すようにその一部は「夫主導妻が従う」型のいわば伝統的伴侶性が支えている。これに対し文書化は、いわば伝統的な夫唱婦隨の和合的な価値に基づく伴侶性でなく、業績主義への意向の芽生え、対等な理解、評価、受容への女性側のニーズを、全面的とは言えないまでも一部を表現したものといえそうである。

この事業は、現在も全国的に推進されている（平成11年度までの予定）が、なおその地域的種差、協定内容決定や更新に作用する条件、推進体制の手法や推進者のジェンダー意識の影響などが、今後の研究課題である。

表14 農業経営の参加の仕方

| | | サン プル 数 | 農をつ いてい る人 数 | 特作仕 物の部 門の人 数 | 夫につ いてい る親 体の 人数 | 夫が農 作して いる 人数 | 親が農 作して いる 人数 | 不 明 |
|----------------------------|--------------------|---------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 全 体 | | 100.0 526 | 10.6 56 | 20.3 107 | 33.5 176 | 25.7 135 | 2.5 13 | 7.4 39 |
| 家族 経営 認知 協定 状況 | 認知・文書締結者 | 100.0 27 | 11.1 3 | 25.9 7 | 44.4 12 | 3.7 1 | - | 14.8 4 |
| | 認知・文書非締結・ ルールのみ | 100.0 57 | 7.0 4 | 28.1 16 | 36.8 21 | 22.8 13 | 1.8 1 | 3.5 2 |

参考文献

- (1) 総理府男女共同参画室『男女共同参画2000年プラン』大蔵省印刷局（1997）
- (2) 宮崎俊行・今城裕子・五條満義『家族経営協定普及推進の道しるべ——夢のある農業・暮らしを築くために』全国農業会議所（1997）
- (3) 女性に関するビジョン研究会『2001年に向けて新しい農山漁村の女性（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）』創造書房（1992）
- (4) 篠崎正美「農家の家族経営協定のジェンダー分析（1）」『熊本学園大学付属社会福祉研究所報第24号』（1996）
- (5) 五條満義「家族経営協定の発展過程と今日的形態」東京農業大学農業経済学系編『農村研究』第86号（1998）
- (6) 利谷信義「家族経営協定の理論的課題」日本農業法学会『農業法研究』30,（1995）
- (7) 宮崎俊行「家族経営協定を採り上げる意味」日本農業法学会『農業法研究』30,（1995）
- (8) 日本村落研究学会編『家族農業経営における女性の自立』（1995）